

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
会議名 (審議会等名)	令和2年度 第1回 嬉野市伝統的建造物群保存地区保存審議会		
開催日時	2020年8月24日 13:30～15:30		
開催場所	嬉野市中央公民館視聴覚室		
傍聴の可否	可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から傍聴は不可とする。		
出席者	委員	伊東 龍一、大森 洋子、三島 伸雄、後藤 隆太郎(欠席)、 松尾 光一、森 繁晴、杉野 昌生、水山 清吾、森 四朗、 白濱 幸広、筒井 幸治、杉光 敬一郎、坂本 紀美子、高 嶋 郁子、森 聡子	
	事務局	教育長、教育部長、教育総務課長、教育総務課副課長、 教育総務課職員2名	
	その他	佐賀県文化課職員2名、設計士3名	
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	(1) 議題 (2) 名簿 (3) 各種図面(会議終了後回収)		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	(1) 令和元年度事業について (報告)		
内 容	事務局より、令和元年度伝統的建造物群保存事業について説明を行った。		
審議経過	事務局	令和元年度は、中町の a 家主屋、下町の b 寺本堂、c 家主屋の 3 件の保存修理と、中町にある d 家の買上げを行った。	
	設計士	<p>b 寺本堂について</p> <p>本堂裏側の修理。コンクリートベースの上に地福石を引いた。地福石の辺りを小動物等が入らないよう覆う予定。</p> <p>c 家主屋について</p> <p>江戸後期の建物だが、軌道建設のため曳家された際に増改築がなされている。痕跡調査では、ガラス戸の欄間、外壁はピンクと緑の塗装も出てきたためそれに従った。</p>	
	設計士	<p>a 家主屋について</p> <p>柱 2 本のシロアリ被害があったため、柱の根継ぎ、金物による構造補強を行った。また外壁の漆喰もヒビが多いため補修した。</p>	
	委員	c 家はいつの時代の建物か。	
	設計士	江戸期に建てられ大正期に改築されている。今回は大正期の古写真に基づき修理した。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和2年度事業について（進捗状況報告）		
内 容	事務局より、今年度事業の2件（e家、f家）の家屋修理と、昨年度、市が購入した土地に来年度、公開活用施設を建設するための設計委託について説明を行う。		
審議経過	委員	e家について 保存対象物件以外も修理するのか？修理対象の構造補強はどうか？ 立面図東南側の切妻はどうするのか？	
	設計士	今回、保存対象物件以外は修理しない。修理は屋根替えを行い、床は水害でのダメージの有無を見る程度となる。東南側は、今扱うと居住に支障をきたすので、扱わなくても良いと委員から助言があった。そのため今回は扱わない。戸袋は復元し補修する。	
	委員	f家について 古写真にある下屋を切った可能性はないか。下屋柱はそのままにして、道路側に近づけてほしい。	
	設計士	下水の集合桝が下屋の直下にあるので、敷地内でおさめたい。元の下屋柱が有れば良いが、痕跡調査もその部分はまだである。	
	委員	塩田津は都市計画区域外のため下屋が道に出て良いし、建築基準法でも元々敷地外まで出る下屋を修理するのも問題ないのでは。	
	設計士	下屋が敷地外（道路）まで出ると、軒が低くなり、車など交通の支障の心配があるため抵抗がある。	
	事務局	多目的施設設計（案）について 部屋割りやトイレの数など、保存会の要望をふまえた素案をもとにE設計士、町並み保存会、教委、地区住民とも検討を重ねている。正面を町家、裏は蔵をイメージした建物を計画中。トイレ設備と映像を流すスペースを設け、地区の観光拠点にふさわしくしたいと考	

	<p>委員</p> <p>設計士</p>	<p>えている。</p> <p>町家の正面と側面の意匠が異なるがなぜか。また、町家とトイレまで中からは階段しかないが、スロープにすれば良いのでは。</p> <p>正面と側面の意匠は正面が1回目の計画時のもの、側面は最新の計画である。今は側面の意匠で考えている。中にスロープをとの意見もあったが、間口が2間の狭いスペースで、どうしても余裕がない。しかし、側面の小道はある程度傾斜もあるので、車椅子でも介抱があれば問題ないと考えている。</p>
<p>その他</p>		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	令和3年度事業計画（案）について		
内 容	事務局より、令和3年度以降の修理修景希望アンケートの結果について報告。 i家土蔵と公開活用施設の新築計画について説明。j家修理についての意見。		
審議経過	設計士	i家土蔵について i家は伝統家屋を4件持ち、土蔵はそのうちの1つ。今は何も使っておらず、台風等の緊急時に車庫に使いたいとの施主の希望がある。	
	委員	（開口部を新設する案については、）ここで議論しては、收拾が付かないので、後日、専門部会で意見を聞いた方が良いのでは。	
	事務局	j家について アンケート調査後に大雨があり、施主より緊急の修理要望があった。	
	設計士	雨漏りの屋根替えも含めた、全体的な修理の希望である。しかし、来年度予算の獲得がスケジュール的に厳しいとの話もあり、再来年度でも良いとの施主の意見もある。	
	委員	過去には修理の意欲もあられたが、施主が高齢のため、心身の負担を考慮し一旦息子さんに止められていた。しかし今回の台風被害をうけ、息子さんも是非とも修理したいとのこと。施主の年齢もふまえ早急に対応して欲しい。	
	事務局	来年度事業に乗せれるよう、県とも相談しながら進めたい。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	教育総務課
議 題	<p>その他</p> <p>①地区内の土地の件について</p> <p>②浦田川の石垣の修理について</p>		
内 容	<p>事務局より</p> <p>①地区内の土地所有者の要望（所有地が伝建地区内にあり売れずに困っているため、伝建地区から所有地を除外してほしい。若しくは土地を市の方で買ってほしい）について概要説明。</p> <p>②塩田区長と石垣上の家屋所有者の要望（自宅が建つ石垣の積み石の一部が動いており、今後更なる被害拡大が心配。出来れば自己負担なく修理したい）について概要説明。</p>		
審議経過	委員	<p>① 伝建地区内の土地の件について</p> <p>地区の範囲内であることで売れないということだが、許可基準なら、規制が全くないわけではないが、緩い。今はどこでも空き家空き地が多いが、地区内であるため急激な過疎化もしていないし、町として残っている。税金も投入されており、地区からの除外は厳しいのでは。伝建地区の範囲拡大はあっても、除外はない。他地区でも、今まで地区から除外してほしいとの話は例がないのでは。</p> <p>（他委員も賛同。異議なし。）</p>	
	委員	<p>② 浦田川の石垣の修理について</p> <p>国交省の事業にかわまちづくり計画がある。それが使えるのでは。ハード面ソフト面の支援が可能で、ハードは河川管理物件（護岸も該当）も対象であり、要はまちづくりが目的。しかし河川修理対象地の住民の協力がないと出来ず、その後の維持管理も必要になる。それに手を挙げて県にやってもらう方向性になる。</p> <p>（かわまちづくり計画は確認する）</p>	
その他			

